

令和 3 年経済センサス - 活動調査の調査計画（案）について

I 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

II 調査期日

令和 3 年 6 月 1 日現在により行う。

III 調査対象

統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業を対象とする。

- ・大分類 A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ・大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ・大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

IV 調査体系

（1）民営事業所（国、地方公共団体を除く事業所）を対象とする調査

（2）国、地方公共団体事業所を対象とする調査

V 民営事業所を対象とする調査

1 調査事項及び調査票

（1）調査事項

別添 1 のとおり。

（2）調査票

① 調査票の種類

別添 2 のとおり。

② 調査票の媒体

ア 紙の調査票

非 OCR の単票形式（A 3 判印刷二つ折り）とする。

イ 電子調査票

政府統計共同利用システムのオンライン調査システム等を用いた電子調査票を作成する。

※パソコン保有率の低い個人経営の事業所に対するインターネット回答率向上の観点から、基本的事項に簡素化した『調査票（産業共通）』（個人経営の事業所及び新設事業所を対象）について、新たにスマートフォン用の電子調査票を作成する。

ウ 電子媒体調査票

直轄調査では、希望する企業にCD-R等の電子媒体調査票を作成する。

2 調査の方法

（１）調査の流れ

① 調査員調査

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市^{※1}町村長－指導員－調査員^{※2}－調査対象事業所

※1市には特別区を含む（以下同じ）

※2平成28年調査では調査区単位での複合商業施設等の管理会社・運営法人等に対する調査員事務の委託を原則としたが、令和3年調査では複合商業施設等の建物単位による委託も可能とする。

② 直轄調査

総務大臣・経済産業大臣－調査対象企業

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－調査対象企業

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市長－調査対象企業

（２）調査区分

令和3年調査における調査区分については、平成28年調査の区分を基本としつつ、より効率的な調査の実施に向けた調査区分の見直しを行う。具体的には、「個人経営複数事業所企業」は、直轄調査から調査員調査へ、「鉱業、採石業、砂利採取業単独事業所」、「外国の会社の事業所」、「従業者数300人以上の単独事業所」、「経済構造実態調査（甲調査）対象企業の単独事業所」及び「個人企業経済調査対象事業所」は、調査員調査から直轄調査へ変更をする（別添3参照）。

① 調査員調査

新設事業所及び既存事業所[※]のうち直轄調査対象事業所を除く事業所

※ここでいう既存事業所とは、前回調査（平成28年調査）で把握した事業所のほか、令和元年度の経済センサス－基礎調査、行政記録で把握した新設事業所、企業構造の事前確認（直轄調査対象企業に対し、調査前年度に支所等の改廃等を確認するもの）等で把握した事業所を含む。

② 直轄調査

以下の区分に該当する企業及び事業所。（下線は新たに直轄調査とした区分）

ア 独立行政法人統計センターが調査票の配布・回収を行う企業

※「統計改革推進会議最終取りまとめ」等を受け、独立行政法人統計センターが約5,000企業（上場企業や売上高が大きい企業等）を対象に調査の実施、回答のサポート等を行う枠組みを構築。令和3年調査において、独立行政法人統計センターが上述の企業を対象に調査票の配布・回収を行う。

イ 複数事業所企業（会社及び会社以外の法人）

ウ 単独事業所（会社及び会社以外の法人）のうち、以下の条件のいずれかに該当する事業所

- ・資本金 1 億円以上
- ・純粋持株会社
- ・不動産投資法人
- ・鉱業、採石業、砂利採取業
- ・従業者数300人以上の事業所
- ・令和 2 年経済構造実態調査（甲調査）対象企業の単独事業所

エ 個人企業経済調査対象事業所

※個人企業経済調査は、総務省が 6 月 1 日現在で個人経営の事業所（約37,000事業所）を対象に実施する基幹統計調査である。個人企業経済調査の調査事項には経済センサス - 活動調査と類似する調査事項が多数含まれていることから、両調査の調査事項を統合した同時実施調査票を作成し調査対象事業所の報告者負担の軽減を図るとともに、直轄調査として実施することにより調査員調査の負担軽減も図る。

オ 外国の会社の事業所

（5）調査の手順

① 調査員調査

- ・調査員は、担当する調査区内の全ての事業所の活動状態を把握した上で、調査員調査対象事業所に対し、調査票を配布する。
- ・調査員は、オンライン未回答事業所（又は紙の調査票での回答を希望した事業所）について調査票を回収する。

② 直轄調査

- ・直轄調査は、本社一括回答する際の報告者である本所事業所、特定の単独事業所（資本金 1 億円以上等）及び外国の会社の事業所に対し、調査票を直接郵送し、オンラインによる回答又は郵送（紙・電子媒体）で回収する。

<企業構造の事前確認>

直轄調査をより正確に実施するため、令和 2 年度に傘下事業所の改廃等の確認を行う。

VI 国、地方公共団体事業所を対象とする調査

1 調査事項及び調査票

（1）調査事項

国及び地方公共団体の事業所は、営利を目的としない事業所や受益者負担による料金収入はあるものの運営経費の大半を一般財源に依存している事業所がほとんどであることから、令和 3 年調査における国及び地方公共団体の調査事項については、以下の調査事項に限定する。

※民営事業所と国・地方公共団体事業所を合わせた売上（収入）金額については、行政記録（地方公営企業年鑑等）を活用して、平成24年調査、28年調査と同様に、別途参考表を作成する。

【国及び地方公共団体の調査事項】

- ・事業所（機関）の名称
- ・電話番号（代表）
- ・所在地
- ・職員数
- ・事業所（機関）の主な事業の内容（産業分類項目名）

（２）調査票

別添２のとおり。

※紙の調査票は作成せず、エクセル形式の電子調査票のみ作成する。

２ 調査方法

（１）調査の方法

調査は、原則として専用回線（ＬＧＷＡＮ等）を使用したＥメールにより、調査票を送受信することにより行う。

（２）調査の流れ

①国の事業所

総務大臣・経済産業大臣－各府省等の長－調査対象事業所

②都道府県の事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－調査対象事業所

③市町村の事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市町村長－調査対象事業所

Ⅶ 結果の公表について

（１）速報集計結果

令和４年５月末を目途に、全国及び地域別の産業横断的集計を速報集計結果として公表する。

（２）確報集計結果

全国及び地域別の結果を産業別に順次公表する。